

特定利用空港・港湾と北九州空港について

1 特定利用空港・港湾とは

国が、安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、自衛隊・海上保安庁が、平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設けたもの。

全国で、14 空港及び 26 港湾が「特定利用空港・港湾」とされている(令和 7 年 8 月 29 日現在)。

※ 北九州空港は、令和 6 年 4 月 1 日「特定利用空港」とされた。

参考：特定利用空港・港湾 (令和 7 年 8 月 29 日時点)

区分	年月日	所在地	名称	管理者
空港 (14)	令和6年4月1日	沖縄県	那覇空港	国
		宮崎県	宮崎空港	国
		長崎県	長崎空港	国
			福江空港	県
		福岡県	北九州空港	国
	令和6年8月26日	鹿児島県	鹿児島空港	国
			徳之島空港	県
	令和7年4月1日	熊本県	熊本空港	国
		大分県	大分空港	国
		和歌山県	南紀白浜空港	県
		北海道	函館空港	国
	令和7年8月29日	山口県	山口宇部空港	県
		宮城県	仙台空港	国
		青森県	青森空港	県

○ 現在までに、14 空港及び 26 港湾について、
「特定利用空港・港湾」とした。

・令和6年4月 1日：5 空港・11 港湾
・令和6年8月26日：3 空港・9 港湾 追加
・令和7年4月 1日：3 空港・5 港湾 追加
・令和7年8月29日：3 空港・1 港湾 追加

区分	年月日	所在地	名称	管理者
港湾 (26)	令和6年4月1日	沖縄県	石垣港	市
		福岡県	博多港	市
		高知県	高知港	県
			須崎港	県
			宿毛湾港	県
		香川県	高松港	県
		北海道	室蘭港	市
			苫小牧港	組合
			釧路港	市
			留萌港	市
	石狩湾新港	組合		
	令和6年8月26日	鹿児島県	鹿児島港	県
			志布志港	県
			川内港	県
			西之表港	県
			名瀬港	県
			和泊港	県
		熊本県	熊本港	県
			八代港	県
	福岡県	敦賀港	県	
令和7年4月1日	沖縄県	平良港	市	
	鳥取県・島根県	境港	組合	
	石川県	金沢港	県	
	北海道	函館港	市	
白老港		町		
令和7年8月29日	青森県	青森港	県	

○ 現在までに、14 空港及び 26 港湾について、「特定利用空港・港湾」とした。

- ・令和 6 年 4 月 1 日：5 空港・11 港湾
- ・令和 6 年 8 月 26 日：3 空港・9 港湾 追加
- ・令和 7 年 4 月 1 日：3 空港・5 港湾 追加
- ・令和 7 年 8 月 29 日：3 空港・1 港湾 追加

※ 内閣官房 HP 「総合的な防衛体制の強化に資する取組について(公共インフラ整備)」より

2 北九州空港について

北九州空港は、空港法第 4 条第 1 項第 6 号に規定する「国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港として政令で定めるもの」として、国土交通大臣が設置し、管理する空港である。